

処分等年月日	事業者の名称及び住所	船名	処分等の種類	監査実施の端緒	指導内容
平成31年2月7日	合名会社大神海運 (法人番号:6360003005178) 宮古島市平良字大神16番地	スマヌカリゆす	指導	平成30年12月24日16時頃、合名会社大神海運の旅客船「スマヌカリゆす」は、旅客1名を乗せ、沖縄県宮古島市大神島沖を航行中、機関故障した。旅客の負傷者はなし。	1. 事故発生時の関係機関への迅速な通報の徹底 安全管理規程及び事故処理基準に従った事故発生時の迅速な通報を徹底すること。 2. 安全教育の実施 安全管理規程に基づき、乗組員及び安全管理に従事する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準等を含む)、船員法等の関係法令、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、周知徹底を図るとともに、具体的な安全教育を定期的に実施すること。
平成31年2月7日	有限会社安栄観光 (法人番号:4360002020964) 石垣市美崎町1番地	フェリーはてるま	指導	平成30年12月27日15時頃、有限会社安栄観光のフェリー「フェリーはてるま」は、旅客28名を乗せ、沖縄県八重山郡竹富町黒島沖を航行中、機関故障した。旅客の負傷者はなし。	1. 事故発生時の関係機関への迅速な通報の徹底 安全管理規程及び事故処理基準に従った事故発生時の迅速な通報を徹底すること。 2. 安全教育の実施 安全管理規程に基づき、乗組員及び安全管理に従事する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準等を含む)、船員法等の関係法令、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、周知徹底を図るとともに、具体的な安全教育を定期的に実施すること。
平成31年4月26日	有限会社安栄観光 (法人番号:4360002020964) 石垣市美崎町1番地	ぱいじま	指導	平成31年3月29日、有限会社安栄観光の旅客船「ぱいじま」は、旅客194名を乗せ、船舶安全法に基づき本船が認められている航行区域を超えて航行した。旅客の負傷者はなし。	1. 関係法令の遵守 船舶検査証書の効力の有無の確認等船舶安全法の遵守状況を定期的に確認する仕組みを構築し、船舶安全法を厳格に遵守すること。 2. 安全管理規程の遵守 配船計画の作成にあたり、運航管理者は船舶検査証書の効力の有無等使用船舶の安全性を充分に検討・確認のうえ同意するなど、安全管理規程を厳格に遵守すること。 3. 安全教育の再徹底 安全管理体制を適切に運営し、安全文化を保持していくためには、現場要員だけではなく、運航管理部門に対しても常に安全確保のための教育を実施すること。
令和2年9月30日	有限会社安栄観光 (法人番号:4360002020964) 石垣市美崎町1番地	フェリーはてるま2	指導	令和2年9月3日12時頃、有限会社安栄観光のフェリー「フェリーはてるま2」は、沖縄県八重山郡竹富町波照間港で荷役作業中、積荷を吊してたワイヤーロープが破断し、積荷が地面に落下、跳ね返りが作業員に接触した。	1. 事故発生時の関係機関への迅速な通報の徹底 安全管理規程及び事故処理基準に定める事故等の範囲について社内に周知すること及び事故発生時の迅速な通報を徹底すること。 2. 事故の原因の調査及びその再発防止 事故調査委員会を設置し、事故の原因を徹底的に調査し、速やかに事故の再発防止策を検討・実施することにより事故の再発を防止すること。